

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

諫 早 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

本市は、地形条件や気象条件等により次の4つの地域に大別されるため、それぞれの地域ごとに目標を設定する。

1. 多良岳山麓地域（諫早地域、高来地域、小長井地域）

（1）現況

多良山系の中腹から山麓にかけて農地が広がる本地域では、棚田や段々畑の風景が各地に広がっている。しかしながらこれらの棚田や段々畑は小河川の谷筋を利用した小規模なものである。また、農家の高齢化や後継者不足、さらに不在農地等により、棚田や段々畑の上部では耕作放棄地や荒廃農地も多く、従来の農村環境が損なわれつつある。

（2）目標

（1）を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 諫早湾沿岸平野地域（諫早地域、森山地域、高来地域）

（1）現況

江戸期以前から干拓がすすめられてきた諫早平野では、諫早地域の小野地区や森山地域に広大な干拓農地が広がっており、直線的な農道や水路が数キロメートルにわたって続く広大な農地は、長崎県内では他で見られない田園風景である。

また、新たに干拓された諫早湾干拓地は従来の干拓地よりもスケールが大きく、大規模に区画された農地で環境保全型農業を推進し、干拓地調整池の水質保全活動を展開している。しかしながら、干拓地全般の用水路は用水の滞留、水質悪化、ゴミの堆積等が問題となっており、適正な維持管理が課題となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第1号に掲げる事業も推進し、地域資源の保全活動や質的向上を図る共同活動の実践により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 橘湾沿岸丘陵地域（諫早地域、森山地域、飯盛地域）

(1) 現況

畑地帯総合整備事業によって整備された飯盛北部、南部の畑地帯は、古くからこの地域に伝えられてきた野面石積の技術を近代技術により継承した広大な段々畑であり、他に類を見ない大きなスケールを有している。また、森山地域の唐比地区の低湿地帯はハス田等に利用されてきたが、現在はヨシやガマ等の低湿地植物が群生している状況であり、未整備の地区を中心に耕作放棄地や荒廃農地の発生が進行している。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第2号に掲げる事業も推進し、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動を維持することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 大村湾沿岸丘陵地域（多良見地域）

(1) 現況

丘陵部を開墾して作られたミカン畑地帯が広がる本地域は、特徴的な石積の段々畑である。特に、大村湾に突き出した半島部に形成されたミカンの段々畑は、おだやかな海面の上にミカンの緑や黄色が映えた独特の農村風景を有している。しかしながら、本地域においても農家の高齢化や後継者不足が深刻となっており、高所の段々畑では耕作放棄地や荒廃農地が増加し、従来からの農村環境の保全が課題となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内において、その実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	諫早市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において、特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 市内における推進体制の整備

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このため、県は基本方針において、多様な主体が参画し、農業者団体等に対し、これまでの多面的機能支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行う推進体制を整備することとしており、当市においてもこれに参画し、農業者団体等に対する推進体制の活用を図る。

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成され

る場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第7条第1項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (イ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (ウ) 地域の実情に応じて県が定めた特認基準の内、市長が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（以下「特認地域」という。）

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 市町村長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
 - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
 - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）
 - (ii) 土壌条件が著しく悪い場合

2 対象者

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは、次のとおりである。

- ア 年間農業従事日数が150日以上の中核的農業従事者を有している経営体
- イ 諫早市の平均経営規模以上の経営体

ウ 農業所得が百万円以上の経営体

3 その他必要な事項

土地改良事業等を実施する場合、事業主体は土地改良通年施行実施計画書を市長に提出するものとする。